

船橋市市民生活相談員委嘱に関する基準要領

(昭和64年1月1日)

1 目的

この基準要領は、今日の複雑多岐な社会情勢のなかで、市民が直面する多種多様な諸問題を解決するため、相談に応じ、助言を行う市民生活相談員（以下「生活相談員」という。）を委嘱し、市民生活の向上を図ることを目的とする。

2 委嘱期間

- (1) 生活相談員の委嘱期間は、会計年度の1年以内とし、再任を妨げないものとする。この場合にあつては、継続して5年を超えないものとする。
- (2) 前号後段の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

3 委嘱の要件

- (1) 人格、見識ともに高く、社会の実情に熟知していること。
- (2) 学識経験を有していること。
- (3) 心身ともに健康で、満70歳未満の者。（ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。）

4 委嘱の取り消し要件

- (1) 生活相談員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 生活相談員として職務の遂行に支障をきたすと判断されたとき。
- (3) 生活相談員制度を改廃したとき。

5 書類の提出

生活相談員として嘱託を受ける者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) その他市長が必要と認める書類

なお、上記に規定する書類に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

6 生活相談員の業務

生活相談員は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民生活に係る諸問題（離婚、相続、金銭等）の相談に関すること。
- (2) その他日常生活で直面する諸問題の相談に関すること。

7 相談時間及び報償金

相談時間は、別途定める指定相談日の午前9時30分から午後3時00分まで又は午前9時15分から午後零時10分までとし、報償金については、指定相談日1回につき15,000円を支給する。

ただし、この中には諸手当、交通費等も含むものとする。

8 報償金の支給日

報償金の支給日は、毎月末締め翌月 17 日支給とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたるときは、その前日に支給するものとする。

9 共済組合等の保険

共済組合、社会保険及び雇用保険には加入しないものとする。

10 生活相談員の身分保証

生活相談員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年船橋市条例第 33 号）の規定に準じて補償するものとする。

11 秘密を守る義務

生活相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

12 感謝状の贈呈

生活相談員として 5 年勤務し、市政の振興、公共の福祉増進等に功労のあった者に対し感謝状を贈呈するものとする。ただし、その年数に達しない者であっても、市長が功労のあると認めたときは、感謝状を贈呈する。

13 その他

- (1) この基準要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。
- (2) この基準要領は昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。
- (3) この基準要領は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (4) この基準要領は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (5) この基準要領は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- (6) この基準要領は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- (7) この基準要領は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- (8) この基準要領は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- (9) この基準要領は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- (10) この基準要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- (11) この基準要領は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- (12) この基準要領は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (13) この基準要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (14) この基準要領は令和元年 6 月 1 日から施行する。
- (15) この基準要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。